

第 3 節 調査結果

1) 家庭系ごみ

(1) 成分別組成

調査の結果を表 2-5-3(1)～(2)に示します。組成割合(重量)をみると、いずれも「プラスチック類」、「紙類」及び「厨芥類」の割合が多く、夏季には、季節的かつ一時的なごみの排出が 10%を超える割合で排出されていますが、これらは排出状況の全体的な特性ではないと考えられます。

また、成分別の組成割合(容積)は表 2-5-3(2)に示すとおりであり、夏季には、季節的かつ一時的なごみの排出が 10%を超える割合で排出されていますが、いずれも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、家庭系全体においても同様の傾向でした。

なお、地区別、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-3(1) 成分別組成(重量)

単位：kg

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	29.58	19.50%	43.18	14.57%	54.06	19.55%	126.82	17.50%
	ゴム・皮革類	4.37	2.88%	0.92	0.31%	1.37	0.50%	6.66	0.92%
	紙類	70.48	46.45%	97.98	33.05%	80.37	29.06%	248.83	34.33%
	繊維類	18.18	11.98%	18.19	6.14%	16.52	5.97%	52.88	7.30%
	木片類	1.54	1.01%	0.62	0.21%	0.00	0.00%	2.16	0.30%
	草木類	2.46	1.62%	65.56	22.12%	3.90	1.41%	71.91	9.92%
	厨芥類	20.05	13.21%	63.92	21.56%	104.70	37.86%	188.66	26.03%
	ガラス類	0.03	0.02%	0.00	0.00%	2.37	0.86%	2.40	0.33%
	金属類	4.41	2.91%	3.71	1.25%	1.71	0.62%	9.83	1.36%
	陶磁器類	0.18	0.12%	0.00	0.00%	0.62	0.22%	0.80	0.11%
	その他	0.46	0.30%	2.35	0.79%	10.95	3.96%	13.76	1.90%
	各項目合計	151.75	100.00%	296.43	100.00%	276.55	100.00%	724.73	100.00%
	流出水分等	5.00	3.19%	5.12	1.70%	3.34	1.19%	13.45	1.82%
総合計	156.74	—	301.55	—	279.89	—	738.18	—	
冬 季	プラスチック類	43.54	17.50%	32.67	13.71%	53.34	19.71%	129.55	17.10%
	ゴム・皮革類	2.95	1.19%	1.85	0.78%	2.18	0.81%	6.98	0.92%
	紙類	101.08	40.63%	107.52	45.11%	87.57	32.36%	296.17	39.08%
	繊維類	18.20	7.32%	21.42	8.99%	10.75	3.97%	50.37	6.65%
	木片類	0.67	0.27%	1.93	0.81%	1.00	0.37%	3.60	0.47%
	草木類	3.59	1.44%	4.35	1.83%	2.27	0.84%	10.21	1.35%
	厨芥類	69.27	27.84%	61.20	25.67%	100.16	37.01%	230.63	30.43%
	ガラス類	0.67	0.27%	0.74	0.31%	0.49	0.18%	1.90	0.25%
	金属類	3.74	1.50%	3.43	1.44%	4.23	1.56%	11.40	1.50%
	陶磁器類	0.28	0.11%	0.00	0.00%	0.12	0.04%	0.40	0.05%
	その他	4.80	1.93%	3.25	1.36%	8.52	3.15%	16.57	2.19%
	各項目合計	248.80	100.00%	238.35	100.00%	270.63	100.00%	757.78	100.00%
	流出水分等	2.00	0.80%	4.80	1.97%	3.88	1.41%	10.67	1.39%
総合計	250.80	—	243.14	—	274.51	—	768.45	—	
年 間	プラスチック類	73.12	18.26%	75.85	14.18%	107.40	19.63%	256.37	17.29%
	ゴム・皮革類	7.32	1.83%	2.77	0.52%	3.55	0.65%	13.64	0.92%
	紙類	171.56	42.83%	205.50	38.43%	167.95	30.69%	545.01	36.76%
	繊維類	36.38	9.08%	39.61	7.41%	27.27	4.98%	103.26	6.96%
	木片類	2.21	0.55%	2.55	0.48%	1.00	0.18%	5.76	0.39%
	草木類	6.05	1.51%	69.91	13.07%	6.17	1.13%	82.12	5.54%
	厨芥類	89.32	22.30%	125.11	23.40%	204.86	37.44%	419.29	28.28%
	ガラス類	0.70	0.17%	0.74	0.14%	2.86	0.52%	4.30	0.29%
	金属類	8.15	2.04%	7.14	1.33%	5.94	1.08%	21.23	1.43%
	陶磁器類	0.46	0.12%	0.00	0.00%	0.74	0.14%	1.20	0.08%
	その他	5.26	1.31%	5.60	1.05%	19.47	3.56%	30.33	2.05%
	各項目合計	400.55	100.00%	534.77	100.00%	547.19	100.00%	1,482.50	100.00%
	流出水分等	7.00	1.72%	9.92	1.82%	7.21	1.30%	24.12	1.60%
総合計	407.54	—	544.69	—	554.40	—	1,506.63	—	

注)太字は割合10%を超えるものを示しています。

表 2-5-3(2) 成分別組成(容積)

単位：ℓ

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏季	プラスチック類	1,267	42.91%	1,460	43.88%	2,400	57.88%	5,127	49.17%
	ゴム・皮革類	20	0.68%	10	0.30%	4	0.10%	34	0.33%
	紙類	1,211	41.01%	1,052	31.61%	1,118	26.97%	3,381	32.43%
	繊維類	265	8.97%	124	3.73%	166	4.00%	555	5.32%
	木片類	18	0.61%	3	0.09%	0	0.00%	21	0.20%
	草木類	33	1.12%	459	13.78%	43	1.03%	534	5.12%
	厨芥類	84	2.85%	191	5.73%	322	7.77%	597	5.73%
	ガラス類	0	0.00%	0	0.00%	6	0.15%	6	0.06%
	金属類	47	1.59%	23	0.68%	42	1.02%	112	1.07%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.01%	1	0.01%
	その他	7	0.24%	7	0.21%	44	1.07%	58	0.56%
各項目合計	2,953	100.00%	3,328	100.00%	4,145	100.00%	10,426	100.00%	
冬季	プラスチック類	1,112	45.25%	896	38.09%	1,554	46.23%	3,562	43.59%
	ゴム・皮革類	20	0.81%	12	0.51%	16	0.48%	48	0.59%
	紙類	828	33.70%	966	41.06%	1,053	31.33%	2,847	34.85%
	繊維類	179	7.28%	189	8.01%	109	3.24%	477	5.83%
	木片類	3	0.12%	15	0.64%	9	0.25%	27	0.32%
	草木類	46	1.87%	40	1.70%	72	2.14%	158	1.93%
	厨芥類	229	9.31%	176	7.48%	341	10.14%	746	9.12%
	ガラス類	1	0.04%	1	0.05%	1	0.02%	3	0.04%
	金属類	28	1.15%	48	2.05%	30	0.90%	107	1.31%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.01%	0	0.00%
	その他	11	0.45%	10	0.42%	176	5.25%	197	2.41%
各項目合計	2,458	100.00%	2,353	100.00%	3,361	100.00%	8,171	100.00%	
年間	プラスチック類	2,379	43.97%	2,356	41.48%	3,953	52.67%	8,689	46.72%
	ゴム・皮革類	40	0.74%	22	0.39%	20	0.27%	82	0.44%
	紙類	2,039	37.69%	2,018	35.52%	2,171	28.92%	6,228	33.49%
	繊維類	444	8.21%	313	5.50%	275	3.66%	1,032	5.55%
	木片類	21	0.39%	18	0.32%	9	0.11%	48	0.26%
	草木類	79	1.46%	499	8.78%	115	1.53%	692	3.72%
	厨芥類	313	5.78%	367	6.45%	663	8.83%	1,343	7.22%
	ガラス類	1	0.02%	1	0.02%	7	0.09%	9	0.05%
	金属類	75	1.39%	71	1.25%	73	0.97%	219	1.18%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	1	0.01%	1	0.01%
	その他	18	0.33%	17	0.30%	221	2.94%	256	1.37%
各項目合計	5,410	100.00%	5,681	100.00%	7,506	100.00%	18,597	100.00%	

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

(2) 家庭系ごみ中の資源化可能物

調査対象とした各地区から排出された家庭系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（季節別）は図 2-5-2(1)～(3)に示すとおりです（資源化不可物については内訳を示さず、資源化可能物だけを成分ごとに示しています。）。

夏季には資源化可能物は73.9%、冬季には71.1%、年間で72.4%といずれの季節とも高い割合を示しています。このうち、いずれの季節とも最も多いのは厨芥類であり、26.0～30.2%となっています。次いで、紙類（19.4～19.5%）、プラスチック類（13.5～14.8%）となっており、家庭系の排出されているごみの6割程度が資源化可能物の上位3種類（厨芥類、紙類、プラスチック類）で占めていることがわかります。

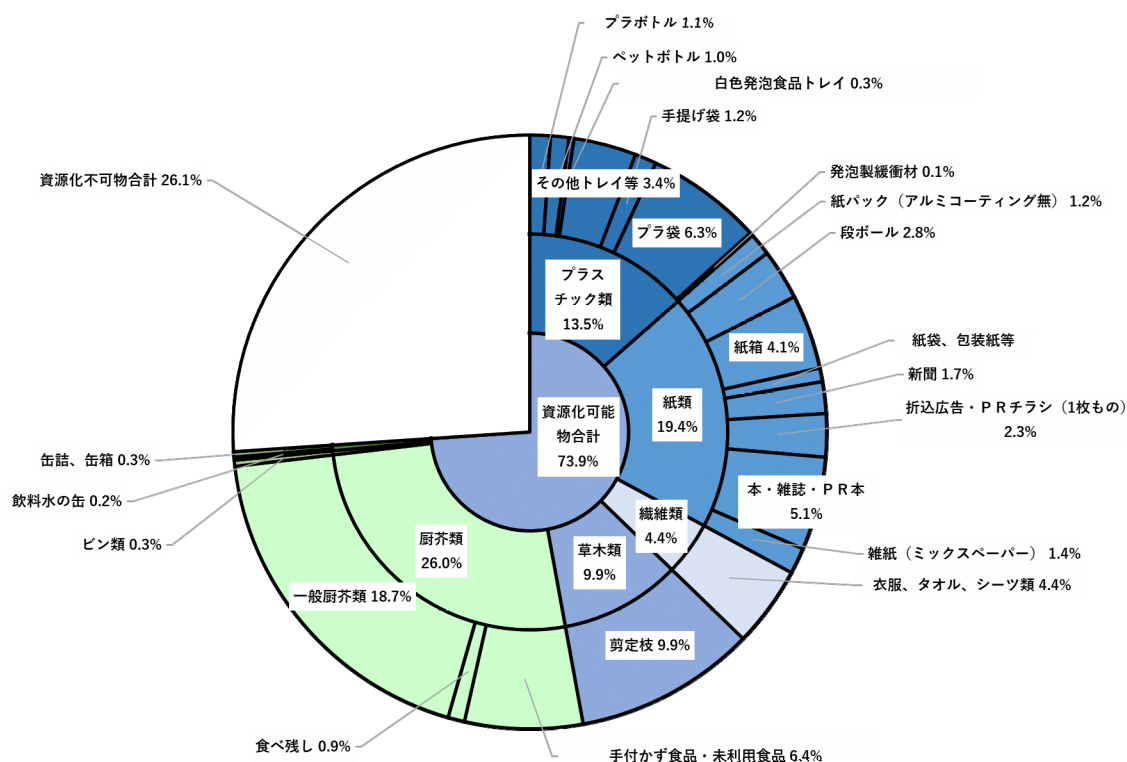


図 2-5-2(1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（夏季）

3) 最終処分計画

最終処分は、以下に示す施策を踏まえつつ実施するものとします。

○重点施策

- 最終処分量削減に向けたごみ減量の推進
- フェニックス計画への参画継続を含めた処分場の延命利用

(1) 最終処分の対象ごみ

最終処分の対象は、中間処理等を経て、最終的に残ったごみであり、資源化等による再生利用が困難なものとします。主に、焼却残渣、側溝清掃汚泥及び選別後不燃物とします。

(2) 処分方法

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させることです。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿を担う重要な処理方法であり、この機能を欠如させることはできません。また、勝竜寺埋立地現況調査報告書（平成 27 年 3 月）では、平成 43（令和 13）年度に埋立てが完了となることから、新たな最終処分場の用地選定、民間の最終処分場の活用などの検討が必要です。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、住民の信頼と理解を高められるように関係機関で協議していきます。

a. 管理・運営体制

現状どおり、組合が主体となり行うものとします。

b. 将来の最終処分の基本方針

現在、組合が所有する「勝竜寺埋立地」は、残容量が限られ逼迫した状況であります。今後もフェニックス計画への参画を継続するとともに、現在も本計画で進めている最終処分量の削減に努めます。

第7節 中間処理施設の整備に関する事項

各施設とも現状では処理能力におおむね問題はありませんが、各施設とも稼働後 20 年以上を経過し、老朽化が進んでいること、また、更新等の計画から供用開始まで 10 年以上を要することを踏まえて、施設設備改良や更新等の検討を更に進める必要があります。

1) ごみ処理施設（1・2・3 号炉）

令和 2 年度時点で、1、2 号炉は竣工から 26 年目、3 号炉は竣工から 19 年目となり、平成 29 年度にごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事を竣工し、令和 14 年度を稼働目標年次として運転を継続しています。

施設設備改良や更新等については令和 3 年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

2) リサイクルプラザ

令和 2 年度時点で竣工から 23 年目となり、選別可燃物の回収率の低下や建屋躯体壁のひび割れなど、施設の老朽化の進行が見られます。

施設設備改良や更新等については令和 3 年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

3) プラプラザ（プラスチック製容器包装圧縮梱包施設及びペットボトル処理施設）

令和 2 年度時点で、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設は竣工から 20 年目、ペットボトル処理施設は竣工から 10 年目となります。

また、国においては、令和 4 年度に「プラスチック資源循環促進法」が施行される予定であり、今後、法令に基づく基本方針の内容や他団体の取り組み状況などを踏まえ、施設設備改良や更新等については令和 3 年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

第7章 3R促進に係る施策

第1節 排出抑制策

第6章に掲げた目標を達成するための具体的な施策として、以下に市、市民、事業者の取り組むべき方策を掲げ、その内容を示します。

また、本市では3Rを推進しています。3Rについて子どもから高齢者まで、誰にでも分かりやすく周知していきます。

減量化に向けた3R

- ①リデュース : ごみの排出を抑制する
- ②リユース : 繰り返し使う
- ③リサイクル : 資源として再生利用する

※以下施策の実施時期を最右欄に示す。

「継続」…引き続き実施・検討をするもの

「短期」…5年以内で実施・検討すること

「長期」…15年以内で実施・検討すること

取り組むべき事項	達成に向けた方策	区分	実施時期
3R促進のための共通施策等(続く)	市の役割(続く)		
	○令和4年2月から導入した指定ごみ袋について、制度の定着のため啓発を実施します。	新	継続
	○向日市廃棄物減量等推進審議会に進捗状況を報告し、適宜、計画を見直します。	新	短期
	○広報やリーフレット、ごみの出し方・分け方カレンダーにより、ごみの出し方、分別方法、収集日などについて周知徹底を図ります。	⑨⑩⑪ ⑭⑯	継続
	○分別方法、出し方、収集日などがごみの品目で検索できる新たなインターネットサービスを導入します。	新	短期
	○分別指導員による指導を徹底します。	④⑭	継続
	○インターネットによる粗大ごみ回収受付システムを導入します。	新	短期
	○資源の分別やリサイクルへの関心を持ってもらえるよう、資源物がどのようなリサイクル製品に生まれ変わるのか、情報発信します。	③⑬⑭ ⑮⑰	継続
	○小・中学校でのごみ処理施設の見学やごみ問題について学ぶなどの環境学習を推進します。	⑮	継続
	○教育委員会と連携して、環境学習用教材やパンフレットを作成します。	①⑮	短期
○ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした出前講座などの学習会、親子で参加するリサイクル体験等による啓発を実施します。	⑮	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

取り組むべき事項	達成に向けた方策	区分	実施時期	
3 R 促進のための共通施策等（続き）	市の役割（続き）	○高齢者等排出困難者がごみを出しやすい環境や制度について検討します。	新	短期
		○民間事業者等と共同で環境保全や資源循環に対する知識と行動習得のための各種学習の機会を提供します。	⑮	短期
		○プラスチックごみのポイ捨てが海洋プラスチック問題に繋がることを啓発します。	⑮	継続
		○イベント等での啓発品（雑がみ袋、水切りグッズ等）の配布等による啓発活動を実施します。	⑫	継続
		○減量化に向けた地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の委嘱を検討します。	⑤	継続
		○ごみ有料化のメリット・デメリットについて先進都市の状況を調査・研究をしていきます。	⑱⑳㉑	継続
		○許可業者に委託していない事業所への指導・啓発を実施します。	⑯	継続
		○事業系ごみの出し方作成・配布、また、業界ごとに組織されている各種団体等との連携による出張説明会の開催など、事業系ごみの適正処理を推進します。	①③ ⑮⑯	継続
		○事業系一般廃棄物の減量化を推進するため、「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第19条に基づき、さらなる排出者責任の徹底や、指導の強化を進めることとし、多量排出事業者に対する減量計画作成を指示する等、条例の見直しも含めて検討していきます。	①②⑯ ㉑㉒	継続
		○ごみの発生抑制等ごみ減量について国へ施策を求めていきます。	新	短期
市民の役割	○可燃ごみは、指定ごみ袋で排出をします。	—	短期	
	○分別を徹底し、ごみの減量と再資源化を図ります。	—	継続	
	○商品の再利用（リユース）や再生品の利用に積極的に努めます。	—	継続	
	○プラスチックごみ問題などの環境学習、3 R等学習会に積極的に参加します。	—	継続	
事業者の役割	○分別を徹底し、ごみの減量と再資源化を図ります。	—	継続	
	○事業用大規模建築物の所有者においては、廃棄物減量計画書を作成し、実行します。	—	継続	
	○プラスチックごみ問題などの環境学習等、事業に係る学習会等に積極的に係わります。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています（表 2-4-7 参照）。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
2R (リデュース、リユース) (続く)	食品ロス	市の役割	○消費期限(注1)や賞味期限(注2)の意味や食品の日持ちに関すること、また、その他食品ロス(注3)に関する情報について、広報誌やホームページ(各省庁での施策等のページリンク等)を利用して積極的に発信します。	⑪⑬ ⑭⑰	継続
		○食品ロスとなりそうな食品を削減するため、フードバンク(注4)団体との連携などを検討します。	新	短期	
		○3010運動(注5)の推奨に努めます。	新	短期	
		○家庭での食品ロスを金額に試算したデータを示した啓発ポスターを作成及び掲示します。	⑩⑮	短期	
		○標語などを募集し、作成したポスターを事業所や飲食店などへの配布・掲示をします。	⑮	短期	
		○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度への参加を積極的に推奨します。	新	短期	
		○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加している飲食店や店舗をホームページに掲載することで、認定店の積極的な利用を促します。	新	短期	
		○食品ロス削減推進計画及びそのロードマップを作成します。	新	短期	
	市民の役割	○消費期限、賞味期限の意味をしっかりと理解し、適切に食材を購入します。	—	短期	
		○食べきれない量の食品・食材を購入しません。	—	短期	
		○食品ロスに関する情報を収集し、食品ロス削減に取り組めます。	—	継続	
		○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加している飲食店や店舗を積極的に利用します。	—	短期	
	事業者の役割	○飲食店、事業所等による利用客等への食品ロス削減の啓発を推進します。	—	短期	
		○飲食店等による食べきりの啓発、持ち帰りへの対応に取り組めます。	—	短期	
		○「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加します。			
		○事業所内で発生する生ごみ減量・資源化の徹底を図ります。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、

「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

(注1) 消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。

(注2) 賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。

(注3) 食品ロス

本来ならば食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

(注4) フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動のことをいいます。

(注5) 3010運動(さんまるいちまる運動)

忘年会や新年会等の宴会の席から「食品ロス」を減らしていく取組です。(乾杯後30分間、お開き10分前には、自分の席で料理を楽しみましょう。)

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
2 R (リデュース、リユース) (続き)	その他	市の役割 ○マイボトルの利用促進など、使い捨て容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量削減の啓発を実施します。	②	継続
		○ごみ減量推進協力店の認定制度の認知度を上げるよう広報するとともに、協力店への参加店舗を拡大します。	②	継続
		○古着などを回収している店舗などの情報発信を行います。	新	短期
	市民の役割	○買い物の際には、マイバッグを持参します。	—	継続
		○不要なものやごみになるものはもらわない、使い捨て商品を買わない、利用しない、そして長期間利用できる商品を選びます。	—	継続
		○マイボトルの利用などにより、使い捨て容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量を削減します。	—	継続
		○調理くずなど、水分の多いごみの水切りを徹底します。	—	継続
	事業者の役割	○積極的にごみ減量推進協力店に参加します。	—	継続
		○アフターサービスの充実等により商品の長期利用を促進します。	—	継続
		○マイボトルの利用者への対応などにより、使い捨て容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量を削減します。	—	短期
		○使い捨て商品の採用を抑えて繰り返し利用できる商品の使用や長期間使用できる商品を採用します。	—	継続
		○繰り返し利用できる商品や耐用年数を長期化した商品の開発に取り組みます。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
リサイクル (続く)	古紙	市の役割	○古紙の集団回収を行っている自治会などを把握します。	⑳	短期
		○古紙回収を実施している業者や回収が可能な品目について情報提供をします。	新	短期	
		○古紙の集団回収に対する助成金制度を実施します。	新	短期	
		○古紙の集団回収助成金制度の周知・啓発を行います。	新	短期	
		○集団回収グループの拡大を図るための支援を実施します。	新	短期	
		○新規に公共施設における拠点回収を実施します。	新	短期	
		○既存拠点の規模拡大について検討します。	新	継続	
		○事業者に対して拠点回収の依頼をし、その情報を市民に発信します。	新	長期	
		○事業者と連携し、事業系古紙のリサイクルを促進します。	新	短期	
		○古紙がどのような製品にリサイクルされるか、情報発信します。	⑰	継続	
	市民の役割	○古紙をできる限りリサイクルします。	—	継続	
	事業者の役割	○事業所から排出される古紙等をできる限りリサイクルします。	—	継続	
		○古紙の回収拠点として協力します。	—	長期	
		○販売店においても、店頭での古紙回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
リサイクル (続き)	プラスチック	市の役割	〇分別ステーション ^(注1) の収集頻度の増加について検討します。	⑧	継続
		〇拠点回収 ^(注2) の新設について検討します。	新	短期	
		〇事業者に対しペットボトルやプラスチックトレイなどを回収強化を図るよう依頼します。	新	短期	
		〇ペットボトルやプラスチックトレイなどを回収しているスーパーなどの事業者の情報提供をします。	⑥	継続	
		〇プラスチックごみの回収品目の拡大について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえて検討します。	新	短期	
		〇ペットボトルやプラスチックトレイなどがどのような製品にリサイクルされているか情報発信します。	③⑬⑭⑮⑰	継続	
		〇事業者との連携のもと、ペットボトルの水平リサイクルを推進します。	新	短期	
	市民の役割	〇発生抑制・再使用できなかったプラスチック製容器包装の分別を徹底して、プラスチックの再資源化に協力します。	—	継続	
		〇発生抑制・再使用できなかったその他プラスチックをできる限りリサイクルします。	—	継続	
	事業者の役割	〇スーパーなどの販売店においては、ペットボトルやプラスチックトレイなどの回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続	
		〇事業所から排出されるペットボトルやプラスチックトレイ等のプラスチック廃棄物をできる限りリサイクルします。	—	継続	
		〇生産者は、拡大生産者責任を踏まえ、ペットボトルやプラスチックトレイなどのリサイクル対象物の回収・運搬・資源化等に責任を持って取り組みます。	—	継続	
		〇製造者の責任として、市と連携してペットボトルの水平リサイクルに取り組みます。	新	短期	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

(注1) 分別ステーション

市民が分別して排出した空缶、空ビン、ペットボトルなどの資源物を市が定期的に収集する場所のことをいいます。

(注2) 拠点回収

公共施設等に常設されている回収箱などで空缶、空ビン、ペットボトルなどの資源等を回収することをいいます。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
リサイクル (続き)	その他の資源化	○拠点回収の新設・拡大について検討します。	⑧	継続
		○廃食油の拠点回収の拡大を実施します。	③	継続
		○生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入補助等による生ごみ堆肥化の啓発を実施します。	⑱	継続
		○ダンボールコンポストなどに使用する、堆肥化するための腐葉土、発酵促進剤（EM 菌など）の購入についても、補助金制度を導入します。	新	短期
		○事業者に対して、その他資源物などの回収・強化を図るよう依頼します。	⑥	継続
		○小型家電 ^(注1) の拠点回収を実施し、拠点場所や回収品目について情報を発信します。	⑦	長期
		○小型家電に使用されているレアメタルなどの回収のため民間ルートによる再資源化を推進します。	⑦	継続
	市民の役割	○その他の資源物もできる限りリサイクルします。	—	継続
		○生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等の活用による生ごみ堆肥化に取り組みます。	—	継続
	事業者の役割	○事業所から排出されるその他の資源ごみ等もできる限りリサイクルします。	—	継続
		○生産者は、拡大生産者責任の考えを踏まえ、空きカン、空きビンなどのリサイクル対象物の回収・運搬・資源化等に責任を持って取り組みます。	—	継続
		○スーパーなどの販売店においては、空き缶、空きビンなどの回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

(注1) 小型家電

主に小型家電リサイクル法対象品目である携帯電話やカメラ、レンジ、炊飯器などをいいます。

第 3 節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

● 収集・運搬の方針

近年、公共下水道の普及拡大が進められたことにより、し尿等の収集量は年々減少傾向にあります。今後も公共下水道の普及により、し尿処理量及び汚泥収集量ともに減少が予想されますが、今後も、引き続きし尿処理を適正に行っていく必要があります。現段階では、現況の収集・運搬体制で行うものとし、状況に併せて適時対応するものとなります。

● 収集区域の範囲

本市の行政区域全域を収集対象区域とします。

● 収集運搬の方法及び量

① 収集運搬体制

収集・運搬体制については、現状のとおり、し尿については、委託で行い、浄化槽汚泥については、許可業者が行うものとして、し尿処理施設に搬入します。

なお、将来的に家庭からのし尿がなくなれば、工事中の仮設トイレなど事業者からのし尿のみとなることから、事業系一般廃棄物として収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとします。

② 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

③ 収集方法

一般世帯及び事業所等の申し入れにより、月 2 回の収集計画を行います。また、浄化槽については、年 1 回以上の清掃を指導します。

④ 収集・運搬対象物

収集対象区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

⑤ 収集・運搬量

し尿・汚泥の排出状況は表 3-3-4 に示すとおりです。

表 3-3-4 し尿・浄化槽汚泥の排出量の予測

(単位：kℓ/日)

	H27年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
し尿処理量	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.0
浄化槽汚泥量	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
処理量	1.3	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.4	0.2

2) 中間処理計画

● 中間処理の方針

公共下水道の普及により、し尿処理施設の稼働状況は、減少の一途をたどるため、平成 18 年度に隣接する下水道終末処理場への投入を実施するため改良工事を行い、平成 19 年度より投入を開始しています。

① 中間処理の体制

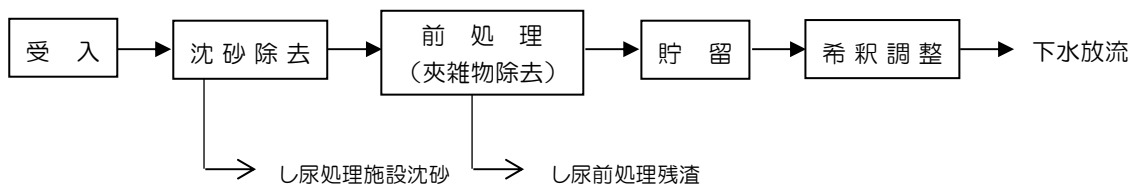
現行のとおり、処理主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

② 中間処理対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

③ 処理方式

【希釈投入処理方式：受入・前処理、希釈投入】



④ 処理能力

し尿処理施設の処理能力は以下のとおりです。

処理能力	: 20 kℓ/日
$\left(\begin{array}{l} \text{し尿} \\ \text{浄化槽汚泥} \end{array} \right)$: 10 kℓ/日
	: 10 kℓ/日

⑤ 経年処理量の見込み

し尿処理基本計画より、令和元年度までの過去の実績に基づくし尿処理量の実績及び予測を表 3-3-5 に示します。

表 3-3-5 し尿等処理量の予測

年 度		変 動 係 数 考 慮			1.3
		要処理量			計画処理量 (kℓ/日)
		し 尿 (kℓ/日)	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	合 計 (kℓ/日)	
実績	平成27年度	0.90	0.40	1.3	—
	平成28年度	0.80	0.40	1.2	—
	平成29年度	0.70	0.40	1.1	—
	平成30年度	0.60	0.40	1.0	—
	令和元年度	0.60	0.30	0.9	—
将来予測	令和2年度	0.50	0.30	0.8	1.0
	令和3年度	0.50	0.30	0.8	1.0
	令和4年度	0.50	0.30	0.8	1.0
	令和5年度	0.40	0.30	0.7	0.9
	令和6年度	0.40	0.30	0.7	0.9
	令和7年度	0.40	0.30	0.7	0.9
	令和8年度	0.30	0.30	0.6	0.8
	令和9年度	0.30	0.30	0.6	0.8
	令和10年度	0.30	0.30	0.6	0.8
	令和11年度	0.20	0.20	0.4	0.5
	令和12年度	0.20	0.20	0.4	0.5
	令和13年度	0.20	0.20	0.4	0.5
	令和14年度	0.10	0.20	0.3	0.4
	令和15年度	0.10	0.20	0.3	0.4
令和16年度	0.10	0.20	0.3	0.4	
令和17年度	0.00	0.20	0.2	0.3	
令和18年度	0.00	0.20	0.2	0.3	

3) 最終処分計画

● 最終処分の方針

処理工程中に発生する沈査及び槽内清掃汚泥の適正な処分を図ります。

● 最終処分の方法

① 最終処分の実勢体制

現行とおり、最終処分の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

② 最終処分対象物

最終処分対象物は、し尿処理施設沈砂及び槽内清掃汚泥とします。

③ 処分方法

し尿処理施設沈砂は、勝竜寺埋立地で処分します。

槽内清掃汚泥は、これまでどおり定期清掃委託による処分とします。

前処理後のし尿前処理残渣は含水率60%の紙、布、脱脂綿等繊維類、ビニール類であり、ごみ処理施設で焼却処理します。

第4節 し尿処理施設の整備に関する事項

し尿処理施設は、平成18年度に下水投入に変更するための改造工事を行いました。平成2年度の竣工から継続して使用している設備もあり、経年劣化や処理量の減少等を考慮し、今後、整備などを検討していきます。

古紙回収について

更新日：2021年12月3日

本市では、ごみの減量や再資源化を図るため、古紙などの資源物の再生利用（リサイクル）を推進しています。

市内で古紙を回収している業者をご案内しますので、分別・リサイクルにご協力をお願いいたします。

古紙について

古紙の種類

「段ボール」「雑誌」「新聞」「雑がみ」「紙パック」のことです。

出し方

ひもで束ねてお出してください。

雑がみについて

雑がみの種類

古紙のうち「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」以外のリサイクルできる紙類のことです。

「雑がみ」として古紙業者が収集できるもの

投函チラシ、包装紙、紙箱、ダイレクトメール、トイレットペーパーの芯などです。

[雑がみの紹介：公益財団法人古紙再生促進センター（外部サイト）](#)

「雑がみ」として古紙業者が収集できないもの（禁忌品）

食品などで汚れた紙、臭いのついた紙、写真、レシート、圧着はがきなどです。

[禁忌品の紹介：公益財団法人古紙再生促進センター（外部サイト）](#)

古紙分別チェッカー

質問に答えることで、古紙を雑がみとして出せるかどうかの確認ができるサイトです。

[古紙分別チェッカー：公益財団法人古紙再生促進センター（外部サイト）](#)

古繊維について

使用済みの古着や古布のことです。

紙パックの回収について

スーパー等の店頭回収にお申し込みします。

また、市役所本館資源物回収ステーションでも回収しております。

古紙業者一覧

古紙回収業者をご紹介します。詳細は各事業所にお問い合わせください。

古紙回収業者一覧

事業所名	住所	電話番号	ホームページ	段ボール	雑誌	新聞	雑がみ	古繊維
工口倶楽部	枚方市長尾家具町2丁目4-2	(072) 864-0501	http://ecoclub-osaka.com	可能	可能	可能	可能	可能
関西紙料株式会社	京都市南区東九条南岩本町一番地	(075) 671-2395	https://www.kansaishiryo.com	可能	可能	可能	可能	不可能
木下紙業株式会社	京都市南区吉祥院嶋檉山町46	(075) 661-6066	http://www.kinoshita-shigyoo.co.jp	可能	可能	可能	可能	可能
京都阪神紙料有限会社	向日市上植野町段ノ町32番5号	(075) 933-2634	http://kyotohansinsiryoo.web.fc2.com	可能	可能	可能	可能	可能
高橋商店	長岡京市長岡1丁目9-1	090-2354-1153	http://takahas-hisyouten-koshikaisyuu.worlk	可能	可能	可能	可能	可能
株式会社トヨダ	京都市伏見区中島外山町111	(075) 604-4766	http://www.toyoda.co.jp	可能	可能	可能	可能	可能
株式会社西本	枚方市出屋敷西町1-25-15	(072) 847-0002	https://www.nishimoto-eco.co.jp	可能	可能	可能	可能	可能
日本紙業有限会社	京都市伏見区羽束師菱川町730-1	(075) 921-2100	https://nihonshigyou.co.jp	可能	可能	可能	可能	可能
丸福商会	上京区西五辻北町454-1	0120-154-029	http://maru29.com	可能	可能	可能	可能	可能
安田産業株式会社	京都市伏見区南寝小屋町91番地	(075) 604-5353	http://www.asuda-group.co.jp	可能	可能	可能	可能	不可能